

# さんない古里会会則



- 1条 本会は、さんない古里会と称し、所在及び事務局を 東京都江東区亀戸 3-56-9-312 岩崎宅に置く。
- 2条 本会は、首都圏等に在住する横手市山内地域出身者、並びに縁故者を持って組織する。
- 3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、ふるさと山内との情報を交換し、合わせて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 4条 本会に入会しようとするものは、所定の手続き（加入申し込み）をすることとする。
- 5条 本会に次の役員を置く。  
会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名 会計 2名
- 6条 役員は、会員の互選とし、事務局長は幹事の中から会長が委嘱する。
- 7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8条 本会の目的達成のため、総会の決定により顧問をおくことができる。
- 9条 定期総会は年1回とし、役員会は必要に応じ、いずれも会長が召集する。
- 10条 本会の会費は、年額2000円（一人）とし定期総会までに納入しなければならない。  
また、会費は、5年分まで前納することができる。
- 11条 退会者には、既納したすべての会費は、返還しない。  
ただし、前納した退会者には、退会した翌年からの分は返還するものとする。
- 12条 本会の運営並びに目的達成のため、定期総会において、次の事項を審議する。  
① 会則の変更 ② 役員選出 ③ 事業計画  
④ 予算 ⑤ その他、本会目的達成のための事項
- 13条 本会退会者の取り扱いは、次のとおりとする。  
① 退会する場合は、所定の手続き（退会届）をもってすることとする。  
② 会費を二年以上滞納したときは、退会者とみなすこととする。
- 14条 役員は、次の事項を審議する。  
① 定期総会に関すること。 ② 入会、退会の承認に関すること。  
③ その他、会則に定めのないもの
- 15条 本会の会計年度は、毎年、10月1日に始まり、翌年9月30日で終わる。